

秘密指定解除

情報公開室



日韓外相会談第1回会合記録

40.3.24

3月24日午後3時より開かれた本省会談は、両外相の挨拶交換の後、同25分より、別室に移り、日本側椎名大臣、高杉代表、牛場審議官、後宮局長、韓国側李長官、金大使、李公使、延亜州局長の間で同4時45分まで会談を続行したが、その要旨次のとおり。(記録係、日本側柳谷書記官、韓国側崔洙書記官)

1. 長官より、今般の訪米の成果につき次のとおり述べた。

(イ) 米側首脳はみな日韓基本条約仮調印を慶祝し、日本の佐藤内閣も早期妥結に非常な熱意をもっているから、今度こそ日韓の新しい歴史が発端すると確信する旨述べていた。

(ロ) インドシナ問題につき、米当局者は、内外の交渉ムードとペンタゴン等の強硬意見にはさまれ、いかにして戦争の危険を避け

て解決するかにつき甚だ悩んでいるとの印象をうけた。自分から、朝鮮動乱の経験にかんがみ、共産側は、米国の決心がふらふらしていけばますます進出してくるが、米国の強い決心を固めこれを行動で現わせば、進出を思いとどまるだろうと述べるとともに、もしインドシナを失えばアジアにおけるその政治的、心理的影響ははかりしれないものがあるだろうと指摘した。

- (イ) 米国はアジア8カ国外相会議の成功を心から望んでいたもので、自分から、ビッグ・ブラザー（日本の意）に出てもらわなければならないことを力説した。先程佐藤総理に申上げたことだが、この会議は軍事目的もなく、反共宣伝の目的もなく、専ら自由アジアのお互いの繁栄のために意見を交換しようという趣旨であり、同じようなものはヨーロッパにもアメリカにも、また、アフリカにすらもあるのだから、日本の憲法

上の立場もわからないではないが、是非再検討してほしい。

- (二) 在韓米軍の地位協定交渉につき、米側は、韓国側の立場を全面的に考慮することを約し、なるべく朴大統領訪米前にまとめることを申し合せた。

2. 大臣より、漁業交渉が大きく進展したので日韓会談の今後の見通しは大変明るくなつた。交渉だから予めはつきりしたスケジュールはきめられないが、一步一步時間をかけて進めば必ずゴールに入る確信がついたと述べた後、漁業のイニシャルがすめば会談最大のヤマ場は越えて下り坂に入るだろう。法的地位は長官の滞日中に大綱を合意したい、請求権も大綱さえ話合いをつければあとは細目の話を事務的に進めるだけになるだろう、しかし、これら三案件の条文を完成するには全力をあげても1カ月以上かかるだろうと述べた。

これに対し、金大使より、各案件の大綱は長官在日中に是非合意に達し、細目については、馬力をかけ、仮調印はスキップしてでも4月末までに本調印に持ち込みたい、それが万一遅れても、5月17日の朴大統領渡米前に必ず本調印をすませたいと述べた。

大臣より、三案件の案文が固まつた頃に、

政治的見地に立つて竹島問題解決の目途をつけ、その上ですべてのものを一括調印したい。基本条約のみを先に正式調印する考え方は、日本政府が内外に明らかにしてきた一括解決の方針に反するので、了承されたいと述べた。

3. 大臣より、漁業交渉の進捗を喜び、両農相に敬意を表すると述べたのに対し、長官より、濟州島周辺基線問題について譲歩するのは韓国側として政治的に甚だ苦しかったのだが、会談の全面妥結のためあえてふみ切ったのである、ここまできた以上、この機会に全懸案をまとめたいと述べた。

4. 金大使より、残つている法的地位と請求権の問題につき、双方の立場はお互いによくわかつていゝるのだから、長官が全権をもつて来日したこの機会に是非とも政治的に結論を出してほしい。この点は椎名大臣も是非ともお含みおきありたいと述べた。
5. 大臣より、法的地位問題に関し、日本側としても在日韓国人の子孫が日本で安住されることを心から願つており、国外に追い出すことなど毛頭考えていないので、この見地に立つて双方担当者も交えた討議を至急始めてはどうかと述べ、後宮局長より、待期中の双方関係者を招き、政治的考慮も加えて討議し、その結果を再び大臣レベルで取り上げることにしたいと述べ、韓国側も同意した。(同第1回会合は4時45分より約1時間にわたり開かれた。)

6. 大臣より、請求権問題に関し、

韓国の対日請求権は船舶、文化財も含み完全に消滅するというものと考えていると述べた。これに対し、金大使より、大平・金了解は、素人が作ったので不完全であり、韓国側ではこれは一般請求権のみを対象としたもので、船舶、文化財の特別請求権は別に残っていると考えているので、この点の調整が必要であると述べた。次いで後宮局長より、韓国側の御説明では、長官は竹島以外についてはすべての権限を持つて来られ、この機会に請求権も解決したいとのことであり、先般金大使の言によれば韓国側としてはすでに大胆な妥協案を準備しておられる由なので、これを提示してもらえれば、行き詰まり状態の本件をほぐすよいきっかけになると思いと述べた。

長官より、先程佐藤総理にもお話したこと

だが、もしも請求権に船舶、文化財も含ませることになつたら、政治的に深刻な問題で、日韓会談をこわす結果にすらなろうと前置した後、大平・金了解は韓国国内で不人気で、裏に何かがあるという疑惑までもたれている。韓国政府は同了解はきれいな乙女で淫売婦ではないと説明しているが、今になつて船舶、文化財が入つていたといえは淫売婦であるどころか性病まであつたということとで国民感情が激発する。韓国政府は乙女の純粹性を守りたいのであると強調した。長官は、語をついで、文化財については李承晩時代のような無茶なことをいう気はないので、文化国家間の問題として処理して行きたい、船舶については日本は拿捕日本漁船の人的損害まで主張しているが、韓国民の対日感情は多数の人命喪失を含む過去の歴史的背景によつて極めて複雑であり、この時期に平和ライン内での若干の日本人の被害の問題が表面化すると、日韓友

好の推進に雲がかかる、よつて、この船舶問題はお互いに大きい見地から配慮し、それぞれ相手方の国内事情も十分考慮する必要があると述べた。

金大使より、日本側が大平・金了解についての日本側の解釈を固執されてはどうしてもならない、特に、船舶問題につき日本側が拿捕漁船についての主張を維持されることには反対しないが、同時に、韓国の船舶請求権の主張も聞いてもらいたいと述べた後、最終的には、日本側より、政治的な考慮により、いわば政治的ゼスチュアールとして、何万トンかの船舶を提供し、その上で双方の船舶請求権の消滅を確認するという方式を考えているかの如き口吻を洩らした。

7. 金大使より、大平・金了解は不評判だから、この際、同了解の食い違い点を調整した上、事務的にはつきりした椎名・李了解を作り、これを今後の事務折衝のガイディング・プリンシプルにしたいと前置した後、「1億ドル以上」をふくまらず考え方につき、先般椎名大臣は具体的なプロジェクトを出してくれといわれたが、国内で検討したところ、あまりプロジェクトのことを言うと日韓会談の妥結は資本家を潤おすのみだとの批判が起りかねないので、具合が悪いことがわかった。むしろ、漁業協力の9,000万ドルを加え、さらに3億ドルを加え、半端な数字をあらためて、総額10億ドルとし、但し、そのうちの第三カテゴリー5億ドルについては、日本政府が妥当なものと判断した場合という条件を付してはどうかと述べた。

これに対し、牛場審議官より、日本側としては新しい大きな枠を作るという考え方は困

るが、船舶、文化財問題が解決した後でなら、日本側の新しいコミットメントを伴わない限度でならば韓国側の希望を考慮することも絶対不可能ではなからうと述べた。

8. 大臣より、大平・金了解に食い違いがあることは事実だから、この機会に新しい了解を起草し確定してはどうかと述べたところ、金大使より、椎名・李了解の韓国案を用意したので明日牛場審議官にお渡ししたいと述べた。
9. 最後に、新聞発表振りを打合せた結果、「国際情勢を討議した後、日韓会談全般の現状を検討し、今後の進め方を協議し、法的地位については専門家を交えた討議に入つた。韓国側より李長官在日中に諸懸案の大綱をまとめたいとの決意の表明があつた。」とすることに意見一致した。

秘密指定解除
情報公開室

極秘

要字 部

免電保 総第 09049 号
昭和 年 月 日 時 分 送

電信課長 (印) 電信案 (分類) 40-3-20 15-53

略 平	第 65 号 (LPT)	起案 昭和 年 3 月 20 日
大 臣 政務次官 事務次官 ① 外務審議官 官 房 長	主管 PUア急報機 加配等手配 主任 北車PUア急報機	起案者 電話番号 406
在 在	臨時代理 前田朝重 宛 推し 大 臣 發 大 公 使 宛 總 領 事	
電 報	在	大 公 使 宛 總 領 事
件 名	日 韓 外 相 會 談 の 7.12 (新 令)	
* 23日からの外相会談に關し、		
1. 在日韓国代表部は 一般的國際情勢、		
厚訪米の成果、法的地位問題の子々孫々		
の真、 未だ 請求権問題および貿易問題		
GB-1	外務省	回覽番号

39
意

20

機密

主管課長へ

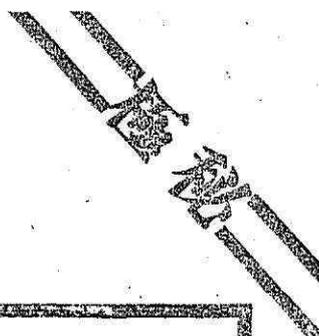
本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡こう

電信写

中、大統領に対し最も INFLUENCE を持っている。彼はどの程度なら大統領の同意が得られるか、またどこまでなら国民が受容れるかについて極めて正確な判断力をそそなえている。

(2) 日本側のいう重要案件(冒頭貴電又)は竹島問題を除き李長官との向に取挙げられるべきであり、彼はこれに依り得る人物である(竹島問題について韓口側は国交正常化後、外交手段を以て解決するとの態度を保持している)。彼が如何なる急持を持ち、権能を有するかは会議の序で問題の實質につき離合うことにより初めて明らかになることではあるまいか、政府が現職の外務部長官を REPUDIATE することはなからう。

(3) この / 潤間が最大の CLIMAX で正に重要懸案について突込んだ離合いとし、大



主管課長へ

電信写

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡こう

島争議にまで持込るべき時機であり、かつその可能があると考えらる。時間がかかればかかるほど先行き TROUBLE が多くなつて来ることは、20日の野党による日韓会談反対講演会を見て明らかで、THE SOONER THE BETTER である。

(4) さる/4日自分は村大統領と直接会う機会があり、米側として何かできることかあればと申されたのに対し、大統領は個々の具体的案件につき日本側に譲歩するよう説得して欲しい等とは一切去わず、ただ一言、会談の要結は早い方がよいとの自分の決意を日本側によく認識させてもらいたいとだけ答えたのに感銘した(これは早速ライシャワー大使に伝えておいたから日本側の耳にも入っていると思ふ旨つけ加えた)。

又、李長官の所持するし権能について本官

秘密指定解除

情報公開室

秘密

主管課長へ

電信写

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡こう

とこでは他に借すまは是る判断の材料を
欠き、まとまつた意見の持合せがなかつ
たためにはハビア参事官の考え方と徴した
次方であり、査報一時帰口のうき報告申
上げまへませ、とりあえず。

(T)



日韓外相会談第1回会合(3月24日)
における椎名大臣の発言要旨

40322
アジア局

1. 大臣より、李長官および一行に対し歓迎の
辞を述べていただく。

2(1) 李長官より、今回の訪米の成果について
説明をうける。(国際情勢についてはわが
方から話をする適当な主題がないので、向
うから聞いて来ない限りわが方からはふれ
ない。)

(2) (8カ国外相会議に関し、先方が持ち出
した場合)

わが国は先般バンコックで開催された8
カ国外相会議準備会議に参加したが、それ
は8カ国外相会議には参加しないというわ

が国の既定方針、及び、同準備会議が非公式かつノンコ^ミソツタルな話合いであるといふことを前提として出席したのであり、私はすでに国会においても、スカ国外相会議には正式メンバーとしてもオブザーバーとしても参加しない旨明らかにしてある。

わが国には、スカ国がアジア諸国を全般的に包括していないところから、スカ国外相会議が将来反共軍事同盟に発展する契機となるのではないかとの猜疑心が強く、万一わが国が同会議に出席するならば、わが国世論の動向及び国会で野党の態度は予断を許さないものがあるろう。わが国政府としては、種々な面でアジア諸国特に自由陣営に属する諸国との協力を進めてゆくことに

はやぶさかではなく、従来から努力を行な
つてゐるが、8カ国外相会議はわが国にと
つて上述のとく問題が多いのみならず、
就中、現在^折角大詰に來ている日韓国交正
常化交渉に対しても国民の間に余分な猜疑
を引き起し、その進捗及び日韓正常化の国
民による受け容れにつき、極めて大きな悪
影響を及ぼすことが必至なので、わが国と
しては慎重に考えた結果、遺憾ながら同会
議に出席することは出来ないとの結論に達
した次第であるのであしからず了承ありた
い。

3. 交渉全般の進め方について、御判断により、
または韓国側が話をもち出した場合、次のよ
うに話していただく。

(イ) 自分は日韓交渉の前途については大いに
楽観している。今までとは異なり、われわ
れはお互いに共通の基盤に立つて交渉して
いるという意識が双方にあるからである。
もちろん交渉であるから、いつまでにどの
懸案をまとめるというスケジュールに従つ
て話し合いを進めることは難しいが、必要
な時間をかければ近い将来に懸案が一つ一
つ解決して行くという自信ができてきた。
貴方も同じお考えだと思ふ。

(ロ) 農相会談が妥結して漁業問題にイニシア
ルができれば、日韓交渉はやまを越して下

り坂に入ると思う。

(イ) 法的地位の問題については、貴長官の御滞在中に何とか大綱についてでも合意に達したいと思う。

(ロ) 漁業問題の大綱と法的地位問題の大綱について話がまとまれば、請求権及び経済協力に関する協定、漁業協定及び法的地位協定のそれぞれの^条文について交渉を進めたい。3問題とも、御存知のように、細目については多くの問題点が残っているので、全力をあげて交渉を進めても1カ月以上はかかるのではないか。

(ハ) これら3協定の^条文がかたまる頃に、竹島問題について政治的に解決して、そこで全関係文書を一挙に署名することにした。

(ハ) (韓国側が基本条約の正式調印を要望した場合)

わが方としては、懸案を一括解決した上で関係文書全部に調印するという立場であるから、御要望には応じかねる。

4 交渉の各懸案についての^御発言要領

(1) 漁業問題

- (イ) 農相会談が妥結して、漁業問題の大綱にイニシアルができれば、日韓交渉全体はやまを越し、下り坂に入ると自分は見ている。従つて、何とかして農相会談を成功させたいと思つている。

漁業問題は農相会談にお任せしてあるので、今回は貴長官に特に御話の御希望がある点を除き、討議しないことにいたしたい。

- (ロ) (農相会談で日本がもつと譲歩するよう韓国側が希望した場合)

農相会談について私の感触を申し上げますと、赤城・元会談で一旦了解のできた

濟州島西側の126度線について韓国側がその立場を変えられたことはわれわれに非常な困難を生み出した。お国にいろいろ事情があることは了解できるが、話合いのできたことは守つていただきたいと思う。

(注) 赤城・元会談の韓国側議事録においても、わが方提案の126°線については留保しておらず、127°13'の線のみふれている。

(ハ) (漁業協力問題に韓国側がふれた場合)

漁業協力問題が片づかなければ基線、隻数等について了解をイニシアルするわけにいかないとの立場をとつておられる人も貴方には一部おられるようだが、日

本側としては、漁業協力は請求権をめぐる諸問題と共に一括解決されるべきであるとの立場である。

(二) (さらに、先方が、漁業協力問題につき何かの了解ができなければ漁業の大綱についてイニシアルができないとくり返し主張した場合)

韓国の零細漁民について何らかの配慮をするということは、コミュニケか何か
に適宜書くことができると思う。

(2) 請求権問題

- (1) いわゆる大平・金了解とは、日本が韓国に対し無償、有償の経済協力を供与し、その随伴的効果としてサン・フランシスコ平和条約第4条a項に規定された韓国の対日請求権は完全かつ最終的に消滅することとなるというものである。従つて、日本側としては、船舶および文化財請求権は別に残つてゐるとの韓国側主張は認めることはできない。

韓国側は、請求権委員会の即時再開を希望しているが、大蔵省は、韓国側が上記日本側主張を認めることが交渉開始の先決であるといつてゐる。

自分としては、大平・金了解によりい

わゆる請求権問題は一応解決したのであるから、先ず大平・金了解で未解決の諸点を整理し一致した了解に達するための話を継続しつつ他面、平行的に、漁業問題の大綱に合意ができ、法的地位問題の大綱に合意ができた後速かに無償有償の経済協力の実施要領につき本格的交渉に入るのがよいと考えている。

(四) (先方より、韓国の船舶請求権と日本の拿捕漁船請求権との相殺思想を示唆してきた場合には、)この問題は重要なので政府部内で研究し次回にお答えしよう。

(五) (文化財問題について語が出た場合)
文化財問題については、日本側は、韓国の請求権は認めないが、文化協力の一環

として若干の国有文化財の贈与を考慮するとの方針をとっている。

- (四) (いわゆる「未決二点」について、先方より、長期低利借款の償還期限は7年据置を含め20年、焦付債権償還の結果としての無償供与不足分のくり上げは毎年2550万ドルとなるようにするとの解決案を提示してきた場合は)

これまでの非公式話合いで大体そのような話合いができていると承知しているので、結構だと思ふ。具体的なことは事務当局間でとりまとめさせたい。

- (五) (先方より、韓国内で不評ないわゆる大平・金了解をリブレースする趣旨も含めて、通常借款の総額を2ないし3億ド

ルと明示する提案を行なつた場合には)

日本側としては、終始、通常借款はその性質上総額を明示すべきものではないとの考え方に立つているので、将来結果的にはそのように多額の借款が行なわれることがあるにしても、予めこれを明示することはできない。

(2) 拿捕日本漁船に対する補償要求に対しては十分の考慮を払われたい。

(3) 在日韓国人の法的地位問題

(イ) ソウルでの会談の際にもお話ししたとおり、われわれはこの問題の円満な解決を通じ両民族間の友好増進の橋渡しができることを衷心より希望している。

(ロ) しかし、この問題については、在日韓国居留民団の方に強い主張があるのと同様、日本側にも将来国内に少数民族をかかえこみそれが社会の秩序に影響するようになるとなつては困るという事情もあり、これに加えて、韓国側の事情により国籍選択という形で明確な解決をはかることができない事情もあり、種々の難しい問題が伴なつていることを了解せられたい。

(4) 日本側としては、子々孫々の末にいたるまでのことを現在締結する条約において約束することはできない。しかし、在日韓国人の子孫が日本で安住することには実質的には異存がなく、将来在日韓国人の子孫を追い出すなどということは毛頭考えていない。

韓国側が同国提案第1条の表現をあくまで固執するのであれば、妥協の余地がなくなるが、そうでなければ、在日韓国人が将来の子孫の在留について不安を感じないようにしたいという韓国側の希望を十分尊重する用意がある。

韓国側がこの点について大局的見地に立つた打開をはかる御用意があるならば、

直ちに待機中の法的地位委員会関係者を
招いて話し合いを進めることを提案する。

(もし今度の機会に話し合いがすべてま
とまらない場合には、会談の場所をソウ
ルに移すことも一案ではなかるうか。)

(4) 竹島問題

韓国側の一部には、依然として、竹島問
題は日韓会談の議題ではないから国交正常
化後に話し合えばよいとの考え方が残ってい
るようであるが、日本側としては、これま
でくり返し主張しているように、遅くも国
交正常化の際までには竹島問題解決の目途
だけははつきりつけておかねばならないと
の立場であるから了解ありたい。